

奈良県広域水道企業団の職員の定年等に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団規則第 1 3 号

奈良県広域水道企業団の職員の定年等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、奈良県広域水道企業団の職員の定年等に関する条例（令和 7 年 2 月条例第 2 0 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務延長等に係る職員の同意)

第 2 条 条例第 4 条第 3 項及び第 4 項に規定する職員の同意は、書面によって得るものとする。

(勤務延長等に係る人事異動通知書の交付)

第 3 条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員にその旨を明示した人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 6 号に該当する場合であって、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事異動通知書に代わる書面の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

(1) 職員が条例第 2 条の規定により退職する場合

(2) 条例第 4 条第 1 項の規定により職員を引き続き勤務させる場合

(3) 条例第 4 条第 2 項の規定により勤務延長の期限（同条第 1 項の期限及び同条第 2 項の規定により延長された期限をいう。以下同じ。）を延長する場合

(4) 条例第 4 条第 4 項の規定により勤務延長の期限を繰り上げる場合

(5) 勤務延長職員（条例第 4 条第 1 項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び同条第 2 項の規定により期限が延長された職員をいう。以下同じ。）を昇任し、降任し、又は転任したことにより、勤務延長職員ではなくなった場合

(6) 勤務延長の期限の到来により職員が当然に退職する場合

(異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合)

第 4 条 条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占めることとなる場合は、当該職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第5条 条例第10条に規定する職員の同意は、書面によって得るものとする。

(定年前再任用希望者に明示する事項及び定年前再任用希望者の同意)

第6条 任命権者は、定年前再任用(条例第12条の規定による採用をいう。

以下同じ。)をする場合には、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者(以下「定年前再任用希望者」という。)に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

- (1) 定年前再任用を行う職に係る職務の内容
- (2) 定年前再任用を行う日
- (3) 定年前再任用に係る勤務地
- (4) 定年前再任用をされた場合の給与
- (5) 定年前再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

2 前項の同意は、当該定年前再任用希望者が明示された事項に同意する旨を示した書面を提出することにより行うものとする。

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第7条 条例第12条の規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 定年前再任用を行う職の職務の遂行に必要とされる経験又は資格の有無
その他定年前再任用を行う職の職務の遂行に必要な事項

(定年前再任用に係る人事異動通知書の交付)

第8条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第2号に該当する場合であつて、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事異動通知書に代わる書面の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

- (1) 定年前再任用を行う場合
- (2) 任期の満了により定年前再任用短時間勤務職員(条例第12条の規定により採用された職員をいう。附則第2項、第5項及び第15項において同じ。)が当然に退職する場合

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、企業

長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(条例附則第 5 項の年齢 6 0 年に達する職員に対する情報の提供及び勤務の意思の確認)
- 2 条例附則第 5 項の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報（第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる情報にあつては、当該職員が年齢 6 0 年に達する日以後に適用される措置の内容に限る。）とする。
 - (1) 法第 2 8 条の 2 から法第 2 8 条の 5 までの規定による管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する情報
 - (2) 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する情報
 - (3) 年齢 6 0 年に達した日後における最初の 4 月 1 日以後の当該職員の給料月額を引き下げる給与に関する特例措置に関する情報
 - (4) 当該職員が年齢 6 0 年に達した日から定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該職員が当該退職をした日に条例第 2 条の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置に関する情報
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、勤務の意思を確認するため必要であると任命権者が認める情報
- 3 前項に規定する情報を職員に提供するに当たっては、当該情報を記載した書面を交付することにより行うものとする。
- 4 任命権者は、条例附則第 5 項の規定により職員の勤務の意思を確認する場合は、そのための期間を十分に確保するよう努めなければならない。
- 5 前項の勤務の意思の確認においては、次に掲げる事項を確認するものとする。
 - (1) 引き続き常時勤務を要する職を占める職員として勤務する意思
 - (2) 年齢 6 0 年に達する日以後の退職の意思
 - (3) 定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向
 - (4) その他任命権者が必要と認める事項
- 6 前項に規定する事項を職員に確認するに当たっては、当該事項を記載した書面を職員に提出させることにより行うものとする。
(条例附則第 6 条の規則で定める職及び職員)
- 7 条例附則第 6 項の規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この項及び次項において同じ。）の

前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年が基準日の前日における定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

- 8 条例附則第6項の規則で定める職員は、前項各号に掲げる職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年に達している職員とする。

(暫定再任用希望者に明示する事項)

- 9 任命権者は、暫定再任用（条例附則第7項又は第11項の規定による採用をいう。以下同じ。）をする場合には、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者（以下「暫定再任用希望者」という。）に、次に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 暫定再任用を行う職に係る職務内容

(2) 暫定再任用を行う日及び任期の末日

(3) 暫定再任用に係る勤務地

(4) 暫定再任用をされた場合の給与

(5) 暫定再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間

(6) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

(暫定再任用の選考に用いる情報)

- 10 条例附則第7項又は第11項の規則で定める情報は、暫定再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

(1) 能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 暫定再任用を行う職の職務の遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務の遂行に必要な事項

(暫定再任用に係る人事異動通知書の交付)

- 11 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第3号に該当する場合であって、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事異動通知書に代わる書面の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

(1) 暫定再任用を行う場合

(2) 条例附則第8項（条例附則第12項において準用する場合を含む。）の規定により暫定再任用職員（条例附則第7項又は第11項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。）の任期を更新する場合

(3) 任期の満了により暫定再任用職員が当然に退職する場合

(暫定再任用職員の任期の更新に係る職員の同意)

1 2 条例附則第 1 0 項に規定する暫定再任用職員の同意は、書面によって得るものとする。

(条例附則第 1 6 項の規則で定める短時間勤務の職、者及び定年前再任用短時間勤務職員)

1 3 条例附則第 1 6 項の規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この項、次項及び第 1 5 項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢（条例附則第 1 1 項に規定する定年相当年齢をいう。以下この項、次項及び第 1 5 項において同じ。）が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職（条例第 1 2 条に規定する短時間勤務の職をいう。）とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

1 4 条例附則第 1 6 項の規則で定める者は、前項各号に掲げる職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

1 5 条例附則第 1 6 項の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、附則第 1 3 項各号に掲げる職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員とする。